

## 衛生検査技師

申請の種類	必要書類等	手数料 (収入印紙)
新規	<p>平成18年に施行された「臨床検査技師・衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律」により、衛生検査技師の資格は廃止することとされました。それにより、<b>新規申請は平成23年3月31日をもって、受付を終了</b>しました。</p> <p>また、すでに衛生検査技師免許を取得されている方については、引き続き、衛生検査技師の名称を用いて職務に従事することができます。</p>	
籍訂正 ・ 書換え	<p>①免許証</p> <p>②戸籍抄(謄)本 ※コピー不可 (発行の日から6ヶ月以内のもの) 戸籍の変更が複数回あり、その都度申請を行っていない場合は、除籍抄(謄)本等が必要になる場合がありますので、お問い合わせ下さい。(※2) ◇外国籍の方は、国籍、氏名、生年月日及び性別が記載されている次の書類 ○中長期在留者、特別永住者：・住民票の写し(個人番号(マイナンバー)の記載がなく、発行の日から6ヶ月以内のもの) ・変更事項を証する書類(※3) ○短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し(※1) 変更事項を証する書類(※3)</p>	1,000円
再交付	<p>①住民票の写し(本籍が記載されており、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの) 又は 戸籍抄(謄)本 ※コピー不可 (発行の日から6ヶ月以内のもの) ◇外国籍の方は、国籍、氏名、生年月日及び性別が記載されている次の書類 ○中長期在留者、特別永住者：住民票の写し(個人番号(マイナンバー)の記載がなく、発行の日から6ヶ月以内のもの) ○短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し(※1) ②本人確認書類(運転免許証、健康保険証等) ※窓口で提示のみ ③免許証(き損の場合) ④登録済証明用はがき(希望される方のみ)(切手貼付) ※①について、書換えと同時申請の場合は戸籍抄(謄)本1通で可能</p>	3,100円
消除	<p>①死亡又は失そうによる場合は、死亡又は失そう宣告を受けたことを証する書類(死亡診断書、死体検案書 又は 戸籍抄(謄)本 若しくは 失そう宣告を明らかにする書類) ※コピー不可 (発行の日から6ヶ月以内のもの) ②免許証(添付できない場合は申立書)</p>	なし

### 手数料の納付方法

収入印紙で納付していただきますが、保健所で販売しておりません。  
事前に郵便局等でお買い求めの上、ご持参ください。

### 再交付申請の注意事項

代理申請は受付できません。必ず本人が手続きを行ってください。

### 申請者

住所地が大阪府内の方

### 籍訂正・書換え申請時の注意事項

※2 お持ちの免許証の交付時点から現在に至るまでの変更経過を全て確認するため、現在の戸籍抄(謄)本に加えて、変更経緯がたどれる、過去の戸籍の除籍抄(謄)本が必要です。

また、戸籍変更以後に戸籍がコンピュータ(電算)化されている場合は、過去の転籍等の履歴は電算化後の戸籍には記載されませんので、現在の戸籍抄(謄)本に加えて、改製原戸籍(コンピュータ化前の戸籍抄(謄)本)が必要です。

### 外国籍の方の必要書類について

※1 『旅券その他の身分を証する書類』については、下記の(1)又は(2)を参照してください。

※3 『変更事項を証する書類』については、下記の(3)を参照してください。

#### (1) 『旅券』

- ・保健所窓口において、原本と照合します。
- ・籍又は名簿の登録事項(国籍、氏名、生年月日、性別)が記載されていること。
- ・英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。(申請者が作成のものでも可)

#### (2) 『その他身分を証する書類』

- ・保健所窓口において、原本と照合でも可。
- ・当該国の公的機関が発行した申請者の身分を証明できる書類で、登録事項(国籍、氏名、生年月日、性別)が記載されているもの。(例:当該国における住民票、健康保険証、運転免許証等)
- ・外国語で記載されている場合は、翻訳証明を添付すること。

#### (3) 『変更事項を証する書類』

- ・保健所窓口において、原本と照合でも可。
- ・公的機関が発行した書類で、訂正申請する登録事項(氏名、国籍等)の**変更前の内容**が記載されているもの。(例:改製原住民票、住民票所除票、婚姻受理証明書、離婚受理証明書、廃止された外国人原票等)
- ・外国語で記載されている場合は、翻訳証明を添付すること。
- ・住民票に変更の履歴が記載されている場合は省略可。